

# 市立保育所のあり方に関する基本方針について

## 1 趣旨

(1) 「市立保育所を活用した保育資源<sup>(※)</sup> ネットワーク構築事業（以下、「ネットワーク事業」）」の検証結果や子育てを取巻く状況を踏まえ、**市立保育所が果たすべき役割や機能**を示します。また、果たすべき役割や機能を実現するため、**市立保育所 54 園を「ネットワーク事務局園」に指定**します。

※認可保育所、横浜保育室、家庭保育福祉員、NPO 法人等による家庭的保育事業、認可外保育施設

(2) 民間移管事業について、現行の事業計画（26～28 年度）を 1 年間延長し、**年 2 園の移管**として、10 月初旬に園公表を行い、継続して事業を実施します。

## 2 これまでの経緯

(1) 今後の重点保育施策（方針）(H15.4)【横浜市児童福祉審議会からの意見具申を受け策定】

- 地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- 民間保育所は保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は地域全体の保育力を高める役割に移行する。

(2) 横浜市会こども青少年・教育委員会 (H21.9)

平成 21 年 7 月の第 9 回都市経営戦略会議において次の方針を決定し、9 月の常任委員会で報告  
 <方針>

- 地域ごとに保育資源ネットワークを構築し、保育の質の維持・向上及び地域における子育て支援の充実に向けた取組みを進める。
- 各区 3 か所程度の市立保育所を「ネットワーク事務局園」に指定する。
- 当面はモデル実施とし、26 年度に検証のうえ、その後の対応の検討を行う。

ネットワーク事務局園以外の市立保育所は、原則として民間移管等の対象として検討する。

(3) ネットワーク構築事業の実施と検証結果 (H26.5)【横浜市会こども青少年・教育委員会で報告】

23 年度から「保育の質の向上」と「地域の子育て支援の充実」を目的としたネットワーク事業をモデル実施し、26 年 5 月の市会常任委員会において、ネットワーク事業の検証結果を報告しました。

<ネットワーク事業の検証結果>

- ア 実践研修や公開保育等の公民協働実施により、**保育資源全体のスキルアップが実現**している。
- イ 地域の課題や子育て支援のノウハウの共有が進み、**在宅での子育て家庭への支援が充実**している。
- ウ **ネットワーク専任保育士**が、保育資源のつなぎ役を担うことで**各保育資源間の連携が推進**されている。

<ネットワーク事業を通して確認した市立保育所の特性>

- ア 保育の質の確保と経験の蓄積  
 比較的高い保育の質を確保し、市全域で様々な地域課題に対応してきた経験を蓄積している。  
 障害児保育や養育支援ケースへの対応経験も蓄積し、セーフティネットの役割を果たしている。
- イ 行政機関としての公益性  
 行政機関として地域の実情や課題を把握し、中立的な立場で保育資源間の連携を推進している。

## 3 市立保育所のあり方

(1) 子育てを取り巻く背景

ア 子ども・子育て支援新制度

27 年 4 月に施行される子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所の長所を合わせ持つ「認定こども園」の普及を進める等、子どもの育ちに大きく影響する幼児期の教育・保育の質の維持・向上を総合的に進める必要があります。

イ 児童虐待の増加

平成 25 年度に児童相談所が新たに把握した児童虐待件数は 1,159 件(うち未就学児は 436 件・37.6%)となり、前年度に比べ 25%増加しています。

ウ 障害児保育の増加

過去 5 年間の保育所における障害児の入所は、市立、民間ともに増加しています。

※ 1 園あたりの受け入れ人数は、平成 25 年度で民間 1.9 人に対して市立が 4.0 人

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
市立	実施園	89 園	94 園	89 園	91 園	85 園
	障害児保育	285 人	322 人	319 人	330 人	341 人
	1 園あたりの障害児数	3.2 人	3.4 人	3.5 人	3.6 人	4.0 人
民間	実施園	143 園	153 園	165 園	266 園	225 園
	障害児保育	260 人	279 人	322 人	350 人	421 人
	1 園あたりの障害児数	1.8 人	1.8 人	2.0 人	1.3 人	1.9 人

(2) 市立保育所の今後の方向性

ア ネットワーク事業の取組みが「保育の質の向上」と「子育て支援の充実」に資する効果が出ていることから、**27 年度以降、ネットワーク事業を実施**します。

イ 子どもの将来を見据えた保育を各保育資源間で継続的に実施するため、行政機関として中立性と公益性を持った市立保育所が、民間保育所等との「つなぎ役」となり、保育の質の更なる向上に取り組めます。

ウ 市立保育所が、長年蓄積した専門的な知識・経験・技術を生かし、障害児保育や特別な課題を抱える保護者や乳幼児を、セーフティネットとなって支援します。

(3) 市立保育所の果たすべき役割・機能

乳幼児期の保育が、子どもの発達に長期的な影響を与える重要なものであるため、子どもの将来を見据えた良質な保育を実践し、子どもの最善の利益を目的とした保育を各保育資源で実践できるよう、市立保育所の役割と機能を果たします。

<市立保育所の果たすべき役割・機能>

**ア これまで組織で蓄積した専門的な知識や経験を生かし、各保育資源と連携して保育資源全体の保育の質の維持・向上を図ります。**

◇実践研修や交流保育等の実施により、保育所単体では難しい経験の浅い保育士へのサポートを行うとともに、困難事例への対応方法を各保育資源で蓄積することで、保育資源全体の保育の質の向上を図ります。

◇ネットワーク事業を展開することにより、保育所相互で保育士のスキルアップに関する意見交換や課題を共有し、構築したネットワークの中で保育資源が互いに連携して課題解決に取り組むことでスキルアップや連携強化をする循環を構築します。

**イ 子育て家庭の育児不安の解消と養育力の向上のため、地域の子育て支援を推進します。**

◇育児相談や育児講座等を実施することで、子育て家庭の育児不安を和らげ、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、地域の子育ての相談窓口の役割を果たします。

◇子育て世代や市民グループに対して、子育てや子どもの遊びについてのノウハウを提供することで、地域の子育て力の向上に貢献します。

**ウ 養育支援強化や障害児保育に取り組み、保育のセーフティネットの機能を担います。**

◇増加する児童虐待、不適切な養育に対応するため、支援を必要とする保護者に対する相談や児童の見守りを実施し、関係機関と連携して保育のセーフティネットの役割を果たします。

◇障害児保育や養育支援家庭への支援を進めるとともに、市立保育所に蓄積した障害児保育の知識や課題がある家庭への援助方法を保育資源間で共有することで、障害のある子どもや養育家庭の子どもが安心して生活できる保育環境を整え、養育支援が必要な保護者を支援します。

**エ 地域の教育・保育施設の「つなぎ役」となり、より質の高い教育と保育を総合的かつ継続的に提供するための施策推進に取り組めます。**

- ◇「幼・保・小連携」の取組みの中で、保育所と幼稚園が連携し、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する施策を推進します。
- ◇保育所と幼稚園が共通で取組むことができる研修テーマについて検討を進め、保育と教育の一体的な提供を行うための効果的な研修体系の構築に取り組めます。

**(4) ネットワーク事務局園の指定**

市立保育所が、保育資源間の連携を推進するとともに、地域のセーフティネットの役割を果たすため、**各区3園程度、18区合計で54園の市立保育所を「ネットワーク事務局園」に指定**します。

○保育資源間の連携を強化し、保育資源全体の保育の質の向上を推進するため、今後、段階的にネットワーク事務局園として指定する園に、「**ネットワーク専任保育士**」の配置を検討します。

○「**ネットワーク事務局園**」以外の市立保育所32園については、民間移管等の対象として検討します。

＜市立保育所 ネットワーク事務局園一覧＞

区名	ネットワーク事務局園数	保育所名
鶴見	4	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見
神奈川	3	松見・神大寺・西菅田
西	1	南浅間
中	3	錦・山手・竹之丸
南	3	しろばら・永田・井土ヶ谷
港南	3	野庭第二・大久保・港南台第二
保土ヶ谷	3	神戸・岩井・天王町
旭	4	左近山・ひかりが丘・今宿・柏
磯子	2	東滝頭・洋光台第二
金沢	3	金沢さくら・南六浦・並木
港北	4	港北・大曽根・南日吉・太尾
緑	3	十日市場・長津田・鴨居
青葉	4	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
都筑	4	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
戸塚	3	川上・原宿・汲沢
栄	2	飯島・桂台
泉	2	北上飯田・和泉
瀬谷	3	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋
合計	54	

**4 今後の市立保育所の民間移管の進め方**

市立保育所の民間移管事業は、平成16年から事業を開始し、26年4月までに38園を移管しました。その間、3年ごとに検証を行いながら進めており、23年9月に実施した検証の結果を踏まえ、26～28年度移管は年2園ずつ計6園を移管する事業計画を策定しました。現在は、27、28年度の移管に向けて準備を進めています。29年度以降については、「ネットワーク事業」の検証結果を踏まえて検討することとしていました。今回、市立保育所86園のうち、54園を「ネットワーク事務局園」に指定することから、**それ以外の32園については、民間移管等の対象**として今後の方向性を検討し、計画的に移管等を進めていく必要があります。

**(1) 民間移管事業を継続していくための課題**

移管等の対象となる32園の中には、今までの移管園選定から除外していた、土地所有者との調整が必要な市有地以外(国、県、UR等)に立地する園、保育所部分の移管方法の検討や調整が必要な他施設との複合・合築の園なども含まれており、関係各所との調整に時間を要することが考えられます。

また、従来は移管年度ごと2年6か月前に対象園を公表してきましたが、今回は32園が移管対象となるため、園公表の時期や方法、移管までの事業スケジュールなどについても改めて検討することが必要になります。

**(2) 民間移管の事業検証**

これまで民間移管事業は、3年ごとに事業目的の達成状況の確認や、保護者、移管先法人等へのアンケートを実施し、移管事業の課題を抽出、整理して事業の検証を行い、次期3年間の事業計画を策定しながら進めてきました。

民間移管等の対象園が決定することに伴い、今後の中長期的な事業計画を策定し、計画的に事業を進めていく必要があることから、今回の事業検証においては、事業開始当初から現在までの総括的な検証を行います。

**(3) 29年度移管の進め方【暫定措置】**

29年度移管を進めるにあたっては、これまでと同様の対応として、27年4月入所希望者に対して、入所案内配布(10月15日予定)より前に移管対象園を公表することが必須であり、**26年10月初旬までに29年度の移管対象園を公表する必要がある**があります。

今回の検証作業については、従来の検証内容に加え、事業開始当初からを総括的に検証し、「ネットワーク事務局園」以外の32園を移管等の対象園として中長期的な計画を策定する必要があるため、10月初旬までに園公表を行うことは困難な状況です。

そのため、29年度移管については、暫定措置として現行の事業計画(26～28年度)を1年間延長し、**年2園の移管**として、10月初旬までに園公表を行い、継続して移管事業を実施します。

なお、民間移管事業検証結果及び今後の事業計画については、27年第1回定例会で改めてご報告する予定です。